

あなたはパートナーとの間で 次のような経験がありませんか？

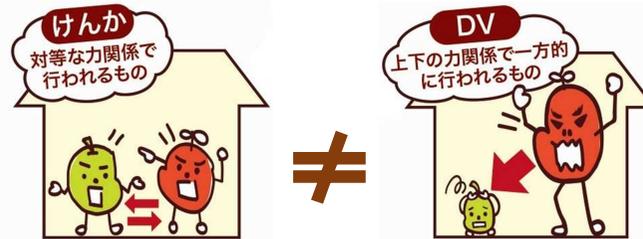
- 機嫌が悪くなると、物にあたりたり大声を出したりする。
- あなたを無視したり、「バカ」「出て行け！」などと怒鳴ったりする。
- 「お前はなににもできない」「お前は役に立たない」などと侮蔑する。
- あなたの交友関係を制限する。
- 子どもの前であなたを非難する。
- あなたが外出、働くことを制限する。
- 性的な行為を断ると不機嫌になる。
- 避妊に協力しない。
- 生活費を渡さない。
- お金の使い道を細かく報告させる。
- あなたは、パートナーの機嫌が悪くならないように、いつも神経を張り詰めて生活している。

1つでもチェックがついたなら
それはDVかもしれません。
ひとりで悩まないで相談してください。

単なる「けんか」ではありません

パートナーとたまに口論やけんかをする
ことがあるかもしれませんが、けんかは対等な
力でやりとりするものです。

DVはパートナーから暴力を受けること
で、「強い人が弱い人を力で押さえつけ、
コントロールする」という関係です。



暴力にはサイクルがあります

DV加害者はいつも暴力的なわけでは
ありません。暴力を振るった後、打って
変わってやさしくなる加害者はたくさ
んいます。被害者は「私さえ気がつけ
れば」「本当は優しい人なんだ」とい
う気持ちになり、加害者のことばを
信じようとしてますが、このサイク
ルを繰り返しながら、暴力は次第に
エスカレートしていきます。



あなたは悪くありません

「私が怒らせてしまったから」「自分さえ我慢すれば」「子どものために耐えるしかない」と思い込んでいませんか。

どんな理由があっても、悪いのは暴力をふるう人で、暴力をふるわれる人ではありません。

暴力をふるわれていい人はいません。今「苦しい」と感じているあなたの気持ちを優先し、ご相談ください。

あなただけの問題ではありません

子どもが直接暴力を受けたり、夫婦間の暴力を目撃することで、子どもの心身に深い傷が残ることがあります。子どもの前で行われるDVは「面前DV」といい、子どもへの心理的虐待にあたります。

DVを受けているあなたを守る法律

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)」は、配偶者などからの暴力 (DV) に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

この法律はDVが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」にあたることを述べています。

**DVは犯罪となる行為をも含む
重大な人権侵害です。**

DVとは

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者(事実婚、元配偶者を含む)や恋人など親密な関係の中で起こる暴力のことです。暴力にはさまざまな形があり、身体的な暴力だけでなく、精神的・性的暴力なども含まれ、それらが複雑に絡み合って被害者の心と体を傷つけます。

暴力の種類

身体的暴力

殴る、ける、首をしめる、つきとばす など

精神的暴力

どなる、脅す、ばかにする、無視する、けなす、物にあたる など

経済的暴力

生活費を渡さない、外で働くことを制限する、借金を強要する など

社会的隔離

友人や家族との付き合いを制限する、外出を制限する、電話やメールをチェックする など

性的暴力

望まない性的行為を強要する、避妊に協力しない など

子どもを巻き込んだ暴力

子どもの前での暴言や暴力、子どもにどなる子どもをたたく、子どもに悪口を吹き込む など

相談窓口

相談は無料です。秘密は守られます。

配偶者やパートナーからの暴力に関すること

● 配偶者暴力相談支援センター (大阪府箕面子ども家庭センター内)

受付時間 9:00~17:45

* 土・日・祝日・年末年始を除く

電話 072-737-6895

所在地 箕面市船場西3-8-22

箕面市役所第二別館3階

● 大阪府女性相談センター

受付時間 9:00~20:00 * 祝日・年末年始を除く

電話 06-6949-6022

06-6946-7890

所在地 大阪市中央区大手前1-3-49

ドーンセンター3階

身の危険を感じたら…

● 箕面警察署(生活安全課)

電話 072-724-1234

夫婦関係や生き方に悩んだら…

● 箕面市 女性のための面接相談

日時 毎週火・金曜日 13:00~16:00

* 祝日・年末年始を除く

場所 男女協働参画ルーム(市役所第三別館)

予約電話 072-724-6943

● 箕面市 女性のための電話相談

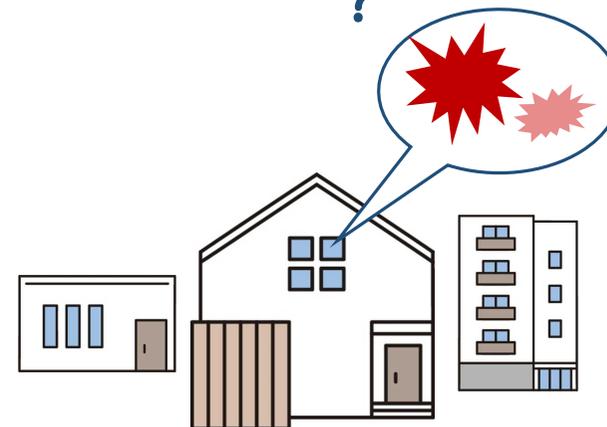
日時 毎週月・水曜日 13:00~16:00

* 祝日・年末年始を除く

電話 072-723-3654(相談専用)



これって
DV
なの？



箕面市 人権文化部 人権施策室
(男女協働参画ルーム)

〒562-0015

箕面市稲1-14-5 市役所第三別館

TEL 072-724-6943 FAX 072-725-8360

https://www.city.minoh.lg.jp/jinken/danjokiyodo_sankaku_room.html